氷川町復興計画及び第３次氷川町総合振興計画・第３期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、氷川町（以下、「町」とする。）が実施する「氷川町復興計画及び第 3 次氷川町総合振興計画・第３期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務」（以下、「本業務」という。）について、令和 8 年熊本地震による被害状況及び地域の課題を踏まえた実効性のある計画を策定するため、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

（1）業務名称

氷川町復興計画及び第３次氷川町総合振興計画・第３期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務

（2）発注者

氷川町

（3）履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

（補足）

本業務は、令和 8 年度予算の繰越明許費を設定して実施する予定です。

令和９年３月議会において繰越予算が承認された場合、速やかに変更契約を締結し、履行期間を次のとおり延長します。万が一、議会において繰越の承認が得られなかった場合は、令和９年３月 31 日時点の出来高により精算し、契約を終了するものとします。

氷川町復興計画策定支援業務	令和９年６月 30 日まで
第３次氷川町総合振興計画・第３期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務	令和 10 年３月 15 日まで

（4）業務の内容

別紙仕様書のとおり

※「氷川町復興計画」の方向性及び柱の素案を出発点とし、被害状況や復旧状況、町民の意見に基づき、必要な見直しを含めて計画を具体化するものとする。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後の協議等により変更する場合がある。

(5)選定方式

公募型プロポーザル方式

(6)委託上限額

43,000,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7)契約方法

優先交渉権者は、本町との協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、企画提案内容(見積書含む)をもって、そのまま契約するとは限らない。

3. 参加資格要件

次の項目をすべて満たす法人、その他団体であること。

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2)提出期限において、本町の指名停止措置を受けていないこと。

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

(4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

(5)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(6)破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(7)国税及び地方税を滞納していないこと。

(8)本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。

(9)プライバシーマークを取得している、又は ISMS の認証を取得している、あるいは個人情報の機密情報等の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

(10)本業務を一括再委託しないこと。一部再委託する場合は、業務全体の統括及び計画の総合調整は受託者が行い、内容、相手方及び責任分担を明示し、町の事前承認を得ること。

(11)その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者として取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

4. 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和８年 11 月２日(月)
質疑書の受付期限	令和８年 11 月６日(金)17 時
質疑書に関する回答期限	令和８年 11 月 10 日(火)
参加申込期限	令和８年 11 月 11 日(水)正午
一次審査(書類審査) 企画提案者決定通知送付	一次審査終了後、1 週間以内
企画提案書等の提出期限	令和８年 11 月 24 日(火)正午
二次審査(プレゼンテーション)	令和８年 11 月 30 日(月)
優先交渉権者決定・公表・通知文送付	令和８年 12 月１日(火)
契約締結	令和８年 12 月 10 日(木)

5. 配布資料

(1)配布期間

令和８年 11 月２日(月)～令和８年 11 月 11 日(水)

(2)入手方法

氷川町ホームページ(https://www.town.hikawa.kumamoto.jp)からダウンロード

(3)配布書類一覧

①氷川町復興計画及び第３次氷川町総合振興計画・第３期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務に係るプロポーザル実施要領

②氷川町復興計画及び第３次氷川町総合振興計画・第３期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務に係る仕様書

③質疑書(様式第１号)

④参加申込書(様式第２号)

⑤誓約書(様式第３号)

⑥業務実績書(様式第４号)

⑦業務体制表(様式第５号)

⑧企画提案書(様式第６号)

⑨見積書(様式第7号)

⑩参加辞退届(様式第８号)

6. 質問及び回答

(1)提出方法

質疑書(様式第１号)にて、電子メールにより提出すること。

※件名冒頭に【プロポ:質問】と記載し、提出後に送信した旨の電話連絡を行うこと。

(2)提出期限

令和８年11月６日(金)17時まで

(3)回答方法

令和８年11月10日(火)までに氷川町ホームページへ順次掲載する。

質問者名及び営業上の秘密を除き、公募条件・仕様・審査に関する質問と回答は町のホームページに掲載し、すべての参加者が同じ情報を得られるようにする。

個別提案の機密に関する質問は、公平性を損なわない範囲で取り扱いを判断する。

回答は、本要領及び仕様書を補完するものとする。

(4)提出先

氷川町役場　企画財政課　　メール　kikaku@town.kumamoto-hikawa.lg.jp

電話番号　0965-52-5850(直通)

7. 申込み

本企画提案への参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

(1)提出書類

	提出書類	様式・内容・留意事項
①	参加申込書	様式第２号
②	会社概要書	任意様式(事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、3.(9)の状況、事業概要等が把握できるもの)
③	登記事項証明書	３か月以内発行(写し可)
④	誓約書	様式第３号
⑤	業務実績書	様式第４号
⑥	業務体制表	様式第５号

(2)提出部数

①参加申込書類は、紙媒体１部及び電子媒体(PDF形式)一式を提出すること。紙媒体と電子媒体の内容は同一とする。

②データは提出書類ごとに整理し、様式名及び事業者名をファイル名に記載すること。

③電子データは到達を確認すること。

(3)提出期限

令和 8 年 11 月 11 日(水)正午まで(紙媒体・電子媒体とも必着)

(4)提出方法

①紙媒体は持参または郵送にて提出すること。郵送の場合は、配達日時及び到達を確認できる方法とし、提出期限までに必着とする。

②電子媒体は電子メールにより PDF 形式により提出すること。電子メールの件名は【プロポ:参加申込】事業者名とし、送信後には電話で到達を確認すること。添付要領の上限及び超過時の電子媒体の代替提出方法は、公告時に示す。

(5)提出先

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地 642 番地 氷川町役場 企画財政課

メール kikaku@town.kumamoto-hikawa.lg.jp

電話番号 0965-52-5850(直通)

8. 一次審査(企画提案者の選定)

(1)審査の手順

参加申込のあった者について、選定委員会において一次審査項目に基づき提出書類を審査し、プレゼンテーションを行う事業者(企画提案者)上位 5 社を選定する。

なお、参加申込が 5 社以内の場合も一次審査点を算出し、全ての者を二次審査の対象とする。

(2)選定結果

参加申込期限後、1週間以内に、参加申込のあった全ての事業者にメールにより通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

9. 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類

	提出書類	様式・内容・留意事項
①	企画提案書	表紙:様式第6号及び別添様式 添付書類は任意様式とする。
②	業務工程表	任意様式 ・実施工程と役割分担が具体的に分かるように記述すること。
③	見積書	様式第7号 添付書類:積算内訳書(任意様式) (具体的な積算内訳を記載し、見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。)

(2)提出部数

①紙媒体:1部

・提案書類を1冊にまとめること。

・提案書類は、カラー両面印刷とすること。

・表紙は、タイトルに「氷川町復興計画及び総合振興計画・総合戦略策定支援業務に係る公募型プロポーザル」と記載し、提出年月日、会社名、代表者名を記載すること。

②電子媒体:PDF 形式にて提出すること。

・紙媒体で提出したものと同じものとすること。

・データタイトルは(1)の記載に沿って分かりやすく整理すること。

(3)企画提案書の記載内容

提案内容は別紙仕様書及び以下の内容を踏まえたうえで作成すること。

なお、それぞれの内容が企画提案書のどこに記載があるか別添様式にまとめること。

①本業務の基本的な考え方

②業務実績

③業務スケジュール

④独自提案

本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、独自の提案があれば記載すること。

また、提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用の要否について明示すること。

(4)企画提案書作成における留意事項

①提案書類は、A4 判、横書き、カラー印刷、30 ページ以内とする。(表紙・目次を除く)

②文字サイズは全て 12 ポイント以上とする。

③提案書類には、必ずページ番号を付すこと。

(5)提出期限

令和 8 年 11 月 24 日(火)正午まで

(6)提出方法

①紙媒体は持参または郵送にて提出すること。

郵送の場合は、配達日時及び到達を確認できる方法とし、提出期限までに必着とする。

②電子媒体は電子メールにより PDF 形式により提出すること。

電子メールの件名は【プロポ:参加申込】事業者名とし、送信後には電話で到達を確認すること。添付要領の上限及び超過時の電子媒体の代替提出方法は、公告時に示す。

(7)提出先

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地 642 番地 氷川町役場 企画財政課

10. 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1)提出書類

参加辞退届(様式第 8 号)

(2)提出期限

令和 8 年 11 月 24 日(火)まで

(3)提出方法

持参または郵送(書面)

※持参の場合は、受付時間は土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4)提出先

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地 642 番地 氷川町役場 企画財政課

11. 二次審査(プレゼンテーション)

企画提案者に選定された者は、提出された企画提案に基づき、プレゼンテーションを行い、選定委員によるヒアリングを受ける。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(1)日時　令和 8 年 11 月 30 日(月)　※詳細は、対象者に別途通知する。

(2)場所　氷川町役場 庁議室(予定)

(3)審査時間　40 分程度(準備 5 分、説明 20 分以内、ヒアリング 15 分程度)

(4)出席者　3 人以内とする。なお、管理責任者となる者は必ず参加することとし、いずれもオンラインでの参加は不可とする。

(5)使用機器　プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは町で準備する。それ以外の必要な機材等は各事業者が用意すること。

(6)その他　企画提案書によって企画力や実現可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

12. 二次審査(優先交渉権者の選定)

(1)審査手順

- 一次審査提出書類に関する必要な確認及びプレゼンテーションとヒアリングを行う。一次審査及び二次審査の合計得点の最も高い者(一次審査を実施していない場合は、二次審査の得点が最も高い者)を優先交渉権者として、次点の者を第2位の候補者として選定する。ただし、総点数の6割を最低基準点とし、合計得点がこれに達しない提案者は選定の対象としない。

- 優先交渉権者に選定された事業者とは、契約内容等について協議を行う。なお、優先交渉権者に選定された事業者と協議の結果、合意に至らなかった場合は、第 2 位の候補者に選定された事業者と交渉を行う。
- 企画提案者が 1 社のみの場合にも、上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。なお、予算額を上回った場合は採用しない。

(2)選定結果

選定結果については、令和 8 年 12 月 1 日(火)にホームページにて優先交渉権者を公表するとともに、二次審査に参加した全ての提案者にメールにより通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

13. 契約の手続き

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、氷川町財務規則に基づき契約を締結する。優先交渉権者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。 また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う。

14. 遵守事項

参加者は、次の事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、または選定委員会が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

(1)プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。

(2)契約の履行にあたり、品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。

(3)他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。

(4)氷川町財務規則及び関係法令等に違反しないこと。

(5)暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。

(6)その他、氷川町職員の指示に従うこと。

15. 留意事項

(1)プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。

(2)町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3)企画提案書は、1事業者につき1案とする。

（4）提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。

（5）企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。

（6）企画提案書は、優先交渉権者の選定のために使用するものとし、公表しない。

ただし、情報公開請求があった場合、氷川町情報公開条例に基づき公開することがある。

（7）電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。

（8）次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①参加資格の要件を満たさなくなった場合

②企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④見積額が委託上限金額を超えている場合

⑤プレゼンテーションに参加しなかった場合

⑥選定の公平性を害する行為があった場合

⑦前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

16. 審査項目・評価基準

(1)一次審査項目

評価項目	評価事項	配点
業務経歴	・類似業務の受託経験があり、企画力及び実施能力があるか。	10 点
体制評価	・業務に必要な実施体制(人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速かつ柔軟な対応が出来る体制になっているか。	10 点
合計		20 点

(2)二次審査項目

評価項目	評価事項	配点
基本的な考え方	業務の提案内容は、本町の意向を正確に理解したものであるか。	10点
提案の実現性	実施手順及びスケジュールは明確、妥当かつ効率的であるか。 実現性の高い提案となっているか。 実施手法は、円滑な履行が見込まれる提案になっているか。	30 点
プレゼン能力	提案内容がわかりやすく説明されているか。 質問等に対する対応は的確か。	10 点
独自提案	独自提案が優れているか。	10点
提案見積価格	標準偏差により事務局が評価点数を算出	20 点
合計		80 点